

【モデル様式5】

個別労働者派遣契約

派遣先 宮城〇〇株式会社（甲）と派遣元 仙台〇〇株式会社（乙）は次の就業条件をもとに労働者派遣契約を定める。

派遣先	事業所の名称・所在地	宮城〇〇株式会社 〇〇支店 仙台市宮城野区〇〇町〇番地		
	就業場所	仙台市〇〇区〇〇3-1-1 〇〇部 〇〇課 TEL 022-〇〇〇-〇〇21		
	組織単位	名称	〇〇課	組織の長の職名 〇〇課長
	指揮命令者	部署・役職 氏名	〇〇部 〇〇課 〇〇係長 〇〇 〇〇	
	派遣先責任者 <small>業務内容が製造業務の場合は①(P38)を参照下さい。</small>	役職 氏名・連絡先	〇〇部長 宮城 次郎 TEL 022-〇〇〇-〇〇11	
派遣条件等	派遣労働者を無期雇用労働者または60歳以上の者に限定するか否か	限定する ・ <input checked="" type="radio"/> しない		
	期間制限を受けない業務について労働者派遣に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「有期プロジェクト業務」に労働者派遣を行う場合は、その旨を記載</li> <li>「日数限定業務」に労働者派遣を行う場合は、(i)その旨、(ii)その業務が1箇月間に行われる日数、(iii)当該派遣先の通常の労働者の1箇月間の所定労働日数を記載</li> <li>「産前産後休業」「育児休業」「介護休業」等の代替要員として労働者派遣を行う場合は、休業する労働者の氏名及び業務並びに当該休業の開始及び終了予定日を記載</li> </ul>		
	従事する業務に伴う責任の程度	例1→副リーダー（部下2名）、リーダー不在の間における緊急対応が週1回程度あり 例2→役職を有さない（所定外労働なし、部下なし）		
	派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否か	限定する ・ <input checked="" type="radio"/> しない		
	業務内容	業務	商品発送補助業務	
		具体的内容	顧客の宛先別商品リストにより商品を選え、商品伝票と送り状を作成し、梱包するまで業務 商品伝票・送り状作成時には簡単なパソコン入力作業を行う（〇〇ソフト使用）	
	派遣期間	令和〇年7月1日～令和〇年9月30日		
	就業時間	就業時間	9:00 ~ 18:00	
	休憩時間	休憩時間	12:00 ~ 13:00 1時間00分	
	時間外労働 休日労働	上記の就業時間外の労働は1日4時間、1ヵ月45時間、1年360時間の範囲で命ずることができるものとする。 休日労働は、1ヵ月2日以内の範囲で命ずることができるものとする。		
	就業日	月～金曜日（夏季休暇8/13～8/16は除く）	注:シフト制の場合はシフト表添付	派遣人数 3人
	安全衛生	派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他のことについては、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。		
	便宜供与	甲は甲の労働者に対して利用の機会を与える給食施設、休憩室、更衣室に加え、診療所、浴室、保育所、保養施設について本契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者に対して利用の機会を与えることとする。		
派遣労働者からの苦情処理	<p>(1)苦情の申出を受ける者の部署、役職、氏名、連絡先 甲においては、〇〇部 総務課長 〇〇 〇〇 TEL 022-〇〇〇-〇〇33 乙においては、〇〇部 営業課長 〇〇 〇〇 TEL 022-〇〇〇-〇〇55</p> <p>(2)苦情処理方法・連携体制 ①乙における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、直ちに派遣元責任者の仙台太郎へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく当該苦情の適切かつ迅速な処理を図りその結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ②甲における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、直ちに派遣先責任者の宮城次郎へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠実かつ主体的に遅滞なく当該苦情の適切かつ迅速な処理を図り、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 ③派遣元及び派遣先責任者は自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。</p>			
派遣契約解除に当たって講ずる労働者の雇用の安定を図るための措置	<p>(1)労働者派遣契約解除の申し入れ 甲は専ら甲に起因する事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予の期間をもって乙に解除の申し入れを行うこととする。</p> <p>(2)就業機会の確保 甲及び乙は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責めに帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、甲の関連会社での就業あっせん、乙による他の派遣先就業確保等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図る。</p> <p>(3)損害賠償に係る適切な措置 甲は、甲の責めに帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い、乙が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことに生じた損害賠償を行わなければならない。例えば、乙が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、乙がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申し入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより乙が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないものとする。 その他、甲と乙は十分に協議した上で適切な方策を講ずることとする。また、甲及び乙の双方の責めに帰すべき事由がある場合には、甲及び乙のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮する。</p> <p>(4)労働者派遣契約の解除の理由の明示 甲は労働者派遣契約契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を乙に対して明らかにすることとする。</p>			

派遣条件等	派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 甲が労働者派遣の終了後に当該派遣労働者を雇用する場合には、事前に乙にその意思を示すこと。</li> <li>・ (派遣元事業主が有料職業紹介事業の許可を受けている場合は) 職業紹介の手続きを行う場合の職業紹介手数料は、乙の手数料表に基づき別途定めるものとする。</li> </ul>	
派遣元	事業所の名称	仙台〇〇株式会社 〇〇営業所	
	住 所	宮城県仙台市宮城野区〇〇5丁目6-5	TEL 022-〇〇〇-〇〇55
	許可番号	派04-3000〇〇	
	派遣元責任者 <small>業務内容が製造業務の場合は ①(P38)を参照下さい。</small>	役職 氏名・連絡先	営業部長 仙台 太郎 TEL 022-〇〇〇-〇〇55

令和〇年5月20日

派遣先(甲) 宮城〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩

派遣元(乙) 仙台〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩